

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
令和7年1月22日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2400183 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2400048 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 幼稚園における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 42 年 4 月 1 日から昭和 43 年 4 月 1 日まで
請求期間において、A 幼稚園で勤務したが、厚生年金保険に加入した記録がないので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、A 幼稚園の所在地を B 市と主張しているところ、同幼稚園と所在地を同一とする学校法人 C に係る履歴事項全部証明書等によると、目的欄には、設置する学校として、A 幼稚園と記載されていることから、同法人へ厚生年金保険の届出状況等について照会したが、同法人は、当時の理事長（請求者が請求期間当時の園長として氏名を挙げた者）は既に死亡しており、請求者に係る貸金台帳等の資料はなく、勤務実態については不明である旨回答している上、請求者も給与明細書等の資料を所持していないため、請求者の請求期間における勤務について確認することができない。

また、A 幼稚園のホームページ、前述の履歴事項全部証明書等によると、請求期間は、同幼稚園の開設及び学校法人 C の法人成立より後の期間であることが確認できるものの、日本年金機構は、同幼稚園及び同法人の名称で厚生年金保険の適用事業所は判明しないとしており、当局においても、オンラインシステムにより事業所名を検索したが、同幼稚園及び同法人が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない。

このほか請求者の請求期間における勤務状況及び厚生年金保険の加入状況について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間において、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。